

一般乗合旅客自動車運送事業に関し、道路運送法第9条に基づく「運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」、「実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領」並びに「運賃及び料金に関する制度」を下記のとおり定めたので公示する。

平成13年12月25日

東北運輸局長 島田 知 明

記

1. 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針

別紙1のとおり

2. 一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領

別紙2のとおり

3. 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度

別紙3のとおり

附 則（平成13年12月25日公示第71号）

1. この公示は、平成14年2月1日以降に処分するものから適用する。
2. 平成6年9月1日付け公示第31号「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃料金認可申請の審査基準及び標準処理期間について」及び平成7年9月6日付け自旅第191号「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」は平成14年1月31日限りこれを廃止する。

附 則（平成18年9月19日公示第70の2号）

この公示は、平成18年10月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成20年6月30日公示第54号）

この公示は、平成20年7月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成24年7月31日公示第32号）

この公示は、平成24年7月31日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成25年10月1日公示第45号）

この公示は、平成25年10月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（令和3年12月28日公示第89号）

この公示は、令和3年12月28日以降に申請するものから適用する。

1. 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針

第 1 用語の定義

1. この処理方針中、次に掲げる以外の運賃及び料金関係の用語の定義については、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」（平成13年12月5日国自旅第118号）（以下「制度通達」という。）に定めるところによる。
 - (1) 「上限運賃」：道路運送法（以下「法」という。）第9条第1項の規定による認可を受けた運賃及び料金の上限をいう。
 - (2) 「上限認可」：法第9条第1項の規定による上限運賃の認可をいう。
 - (3) 「実施運賃」：法第9条第3項の規定により、上限運賃の範囲内で届け出た運賃及び料金をいう。
 - (4) 「協議運賃」：法第9条第4項の規定により地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第9条第2項に規定する協議会において合意した運賃及び料金として届け出たものをいう。
 - (5) 「認定認可運賃」：路線不定期運行を行うものであって、規則第10条第1項第2号の規定により地域住民の生活における当該事業の必要性を勘案して地方運輸局長が公示した運賃及び料金をいう。

第 2 上限認可の対象

上限認可の対象は、次のとおりとする。

1. 業種区分

上限認可の対象となる運賃及び料金の業種区分は、協議運賃を適用するバスを除く「一般バス」、「限定バス」及び「認定認可運賃を適用するバス」とする。

2. 運賃及び料金の種類

上限認可の対象となる運賃及び料金の種類は以下のとおりとする。

(1) 片道普通旅客運賃

- ・ 基準賃率により片道普通旅客運賃を算出することが適当な運賃の制定形態にあつては、当該基準賃率及び片道普通旅客運賃の算出方法を認可対象に含むものとする。

(2) 通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃

- ・ 1ヶ月定期旅客運賃の上限を認可対象とし、これを基礎として設定通用期間に応じて算定される額を、当該定期旅客運賃の上限認可額とみなす。

ただし、1ヶ月定期旅客運賃以外の設定通用期間に係る定期旅客運賃の上限の認可を受ける場合は、この限りではない。

(3) 普通回数旅客運賃

- ・ 券片式、カード式等の乗車券の形態を問わず、割引率の最も低いもの（割引を行わないものを含む。）を上限認可の対象とし、これを基礎として券片数等の異なる回数に応じて算定される額を、当該回数旅客運賃の上限認可額とみなす。

ただし、異なる券片数等に応じた異なる割引率による回数旅客運賃の上限の認可を受ける場合は、この限りではない。

(4) 届出の対象となる料金以外の料金

なお、バスの業種区分ごとに設定を義務付ける上限運賃の種類は以下のとおりとし、これ以外の上限運賃の設定は事業者の任意とする。

イ. 上限認可対象の業種区分：片道普通旅客運賃の設定

- ロ. 一般バス：制度通達Ⅱ. 第5. 5-2. 3. (1)、第5. 5-3. 3. に定める通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃の設定（1ヶ月定期旅客運賃に限る。）又は普通回数旅客運賃の設定（割引率の最も低いもの（割引を行わないものを含む。）に限る。）

ただし、制度通達Ⅰ. 2. (8) に定める特別初乗運賃に係るものを除く。

3. 運賃及び料金の額

上限認可の対象となる運賃及び料金の額は、運賃及び料金ごとに原則として、制度通達第5に定める計算方法により算定され運賃表（いわゆる三角表等）に明記される確定額とする。

4. 運賃及び料金の適用方法

上限認可の対象となる運賃及び料金の適用方法は、制度通達Ⅱ. 第5に定めるところにより、運賃及び料金の種類ごとにその適用範囲を具体的に定めたものとする。

5. 運賃及び料金の制定形態及び設定地域

上限認可の対象となる運賃及び料金の制定形態及び設定地域は、第3に定めるところによる。

第3 上限運賃の制定形態及び設定地域

1. 運賃の制定形態は、原則として、一般バス及び限定バスについては対キロ区間制、特殊区間制、均一制又は地帯制のいずれかとする。

また、料金の制定形態は事業者の任意とする。

2. 参入事業者の制定形態

既存事業者が運行する路線（多数の運行系統により有機的な輸送網を形成して運行を行っている場合にあっては、当該運行を行っている地域）に競合参入する事業者であって、当該地域の路線について運賃の上限の賃率の認可を受けていない事業者（以下「参入事業者」という。）については、既存事業者と同一の運賃の制定形態による参入を原則とするが、以下の要件を全て満たす場合に限り、既存事業者と異なる運賃の制定形態を認めるものとする。

なお、以下の要件は、既存事業者の運賃の制定形態の変更についても準用する。

- (1) 運賃の制定形態が異なることによる利用者の混乱回避のために停留所、車両の外部等における運賃額の表示等必要な措置が講じられていること。
- (2) 運賃の制定形態が異なることにより、乗車・降車位置の相違等が発生する場合にあっては、利用者の安全確保及び周辺道路の交通安全の確保の観点から、自ら実施することが必要な措置を講ずるとともに、道路管理者、交通管理者等において実施することが必要な措置について道路管理者、交通管理者等の了解が得られていること。

3. 上限運賃の設定地域等の単位

事業者ごとに、一般バスについては別紙1の標準運賃ブロック単位、限定バスについては路線単位に設定することを基本とするが、事業者の判断により、原価の差異が明確な場合等における営業所単位、運行地域単位等の細分地域単位若しくは路線単位の設定又は全地域を一括した設定を認めるものとする。

第4 上限運賃算定基準

この処理方針に定めるもののほか、別紙2の「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃原価・収入の算定基準」に定めるところによる。

第5 上限運賃の水準に関する特例

1. 参入事業者の上限運賃の水準

原則として、既存事業者と同一の制定形態による場合は、運賃の適用方法を含め当該上限運賃と同一とし、異なる制定形態による場合は、別表に定める方法により換算した上限運賃とする。

なお、換算に係る上限運賃の算出にあっては、比較対照する路線の範囲、推計方法等について合理的な説明が伴うものであるものとする。

また、前記の換算上限運賃による場合についても、規則第8条第3項第5号の規定を適用し、原価計算書等の添付は不要とする。

2. 特定路線運賃

自社又は他社の路線と競合する場合に共通乗車等利用者の利便を図る観点から運賃調整が必要な場合、又は運賃設定上の不合理を調整する場合にあっては、自社の基準賃率等により算出される上限運賃額を上回る上限運賃額の

設定を制度通達Ⅱ. 第3. 1に定めるところにより特定路線運賃として認めることができるものとする。ただし、当該上限運賃額は、実施運賃額が常にこれと同額となる確定上限額として取り扱う。

なお、制度通達Ⅱ. 第3.2に定めるところにより、設定地域において運行回数等のウェイト面で主として経営する事業者の路線（均一制、特殊区間制又は地帯制の場合に限る。）と競合（いわゆる面的に競合）するため、当該事業者の運賃額に同調して設定する路線の運賃（1. の場合を含む。）については、通常の上限運賃の取り扱いとし、特定路線運賃とはみなさないものとする。

3. 初乗運賃

概ね2キロメートルまでの近距離区間に適用する運賃は、運送原価の適正な負担等の観点から、制度通達Ⅱ. 第3. 3に定めるところにより基準賃率により算定される運賃を超えた定額の初乗運賃とすることができるものとする。

4. 割増運賃

制度通達Ⅱ. 第3. 4に定めるところにより一般バスで深夜早朝に運行する場合等については、自社の基準賃率により算出される上限運賃額を上回る運賃額を割増運賃として設定することを認めるものとする。

この場合においては、当該割増運賃の額が適用の対象となる輸送に係る上限運賃額とする。

第6 上限運賃の変更

1. 上限運賃の変更要否基準等

- (1) 第3. 3. の上限運賃の設定地域等の単位ごとに、原価計算の基礎となる実績年度の適正利潤を含む収支率が100%以下の場合、又は、その翌年度の適正利潤を含む収支率が100%以下と推定される場合で上限運賃の引き上げによらなければ収支改善が見込めない場合についてのみ、上限運賃の引き上げを認めるものとする。
- (2) 上限運賃と実施運賃の関係を明確化すること及び事務手続の簡素化のため、上限運賃の引き下げは、原価の低下等により超過利潤が生じている場合に限り随時認めるものとし、これ以外の運賃の引き下げは実施運賃の変更の届出により対応するものとする。
- (3) 一般バスについては、近接の事業者間で競合路線が多い場合、改定期期の若干の相違により利用者の混乱や行政事務の煩雑化をまねくおそれがあることから、一定の地域ごとに運賃改定の申請時期が近接する事案は、一括して処理しうるものとする。

2. 制定形態又は設定地域等の変更

変更を行う場合にあっては、次に掲げる場合を除き、当該変更の対象とな

- っていない既存の上限運賃を含め包括的に運賃の水準を見直すものとする。
- (1) 当該変更に係る上限運賃のみを引き下げる場合（制定形態の変更で運賃の水準が変更前と比較して同一か又は引き下げとなる場合を含む。）（1.（2）による場合に限る。）
 - (2) 地域協議会において運賃の水準に関する協議が整った路線に係るものである場合。

第7 その他

1. 道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号。以下「改正法」という。）による改正前の法（以下「旧法」という。）第21条第2号の許可を受けて乗合旅客の運送をしている場合であって、路線を定めて定期に運行を行っているものに係る運賃・料金については、改正法附則第4条の規定により改正法第9条第1項の認可を受けた上限運賃・料金とみなし、この処理方針を適用するものとする。
2. 認可申請書
別紙3の様式による申請書により申請するものとする。
なお、規則第8条第4項の規定により、実施運賃として届け出るべき運賃等の種類、額及び適用方法を記載した書類を添付する場合は、別紙4の様式による申請書により申請するものとする。
3. 上限運賃の設定及び変更の手続・内容の透明性の確保等
上限運賃の設定及び変更の手続・内容についての透明性を図るとともに、利用者等への情報提供による事業の一層の効率化を促進するため、運賃変更時はもとより、運賃変更時以外にも必要な情報を提供する等情報の公開を促進する必要がある。このため、別紙5の一般乗合旅客自動車運送事業の情報提供ガイドラインにより情報提供を確実に実施することとする。
4. サービス改善等の指導
上限運賃の設定及び変更の機会をとらえて、サービスの改善、安全運行の確保等について事業者に対し積極的に指導すること。
5. 実施時期等
本処理方針は、令和3年12月28日以降に申請を受け付けたものから適用する。

(別紙 I) 標準運賃ブロック

	名 称	適 用 区 域	備 考
1	北 海 道 道 北	旭川陸運支局管内	
2	道 東	帯広、釧路及び北見陸運支局管内	
3	札 幌	札幌陸運支局管内	
4	道 南	函館及び室蘭陸運支局管内	
5	青 森	青森県	
6	岩手・宮城・福島	岩手県、宮城県及び福島県	
7	秋 田	秋田県	
8	新 潟 ・ 山 形	新潟県及び山形県	
9	長 野	長野県	
10	群 馬 ・ 栃 木	群馬県及び栃木県	
11	茨 城	茨城県	
12	千 葉	千葉県	
13	京 浜	東京都特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市 狛江市及び横浜市、川崎市	
14	武 蔵 ・ 相 模	東京都三多摩地区、埼玉県及び神奈川県	京浜ブロック及 び山梨・静岡ブ ロックに属する 地域を除く
15	山 梨 ・ 静 岡	山梨県・静岡県及び神奈川県西部	
16	東 海	愛知県及び三重県	
17	岐 阜	岐阜県	
18	北 陸	福井県、石川県及び富山県	
19	滋 賀	滋賀県	
20	京 都	京都府	
21	大 阪	大阪府	
22	兵 庫	兵庫県	
23	奈 良 ・ 和 歌 山	奈良県及び和歌山県	
24	岡 山	岡山県	
25	広 島	広島県	
26	山 陰	鳥取県及び島根県	
27	山 口	山口県	
28	香 川 ・ 愛 媛	香川県及び愛媛県	
29	徳 島 ・ 高 知	徳島県及び高知県	
30	福 岡 ・ 佐 賀	福岡県及び佐賀県	
31	長 崎	長崎県	
32	大 分	大分県	
33	熊 本	熊本県	
34	宮 崎 ・ 鹿 児 島	宮崎県及び鹿児島県	
35	沖 縄	沖縄県	

(別紙Ⅱ)

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃原価・収入の算定基準

第1. 総則

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金の設定又は変更に係る運賃原価及び収入の算定は、別に定めのある場合を除きこの基準に定めるところによる。なお、この基準に示す要素別原価の算定方法、収入の算定方法等については、運賃等の設定又は変更の別に必要な読み替えを行い適用するものとする。

第2. 原価計算の対象地域等の単位及び原価計算期間

1. 原価計算の対象地域等の単位

事業者ごとに、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃料金の上限認可に関する処理方針（平成13年12月5日国自旅第116号）第3.3.により設定した地域等ごとの収入及び原価を単位とする。

ただし、いわゆる面的に競合する路線について、原価計算を行わず主として経営する事業者の運賃と同一の運賃設定とした路線等に係る収入及び原価は、原価計算を行わない当該事業者の近接する主体的な運賃設定地域等の収入及び原価に合算するものとする。

2. 原価計算期間

実績年度は最新の実績年度1年間とし、運賃水準決定のための原価計算期間（平年度）は、申請事業年度の翌年度1年間とする。

第3. 関連収益及び費用の配分

他の事業を兼営する場合の関連収益及び費用は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号「自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について」の旅客自動車運送事業に係る固定資産、収益及び費用の配分基準によって配分するものとする。

なお、乗合旅客自動車運送事業部門内部の配分についても、この基準に準ずるものとする。

第4. 標準原価

1. 実績年度の標準原価

実績年度の標準原価及び標準原単位は、国土交通省で毎年これを定め公表する。標準原価及び標準原単位は、別表に示すブロック毎に当該ブロックに属する標準原価計算対象事業者の実績値を加重平均して算定する。

第5. 輸送需要及び輸送力の算定

1. 輸送人員

過去の実績による対前年度増減率を基礎に原価計算期間中の輸送力の増減計画等を勘案して算定する。

2. 実車走行キロ及び総走行キロ

過去3年間の実績の推移及び合理的な将来の予測に基づく適切な事業計画、経営合理化計画等を基礎に算定する。

3. 車両数

車両数は次式により算定する。

実働延日車数 = 実車走行キロ ÷ 実働日車キロ

実在延日車数 = 実働延日車数 ÷ 実働率

期中平均車両数 = 実在延日車数 ÷ 365日

[算定基礎]

実働日車キロ 実績の実働日車キロを基礎に当該ブロックの標準実働日車キロを勘案して算定する。

実働率 実績の実働率を基礎に当該ブロックの標準実働率を勘案して算定する。

第6. 原価の算定

1. 運賃原価の範囲

運賃原価は一般乗合旅客自動車運送事業の営業費（人件費、燃料油脂費、車両修繕費、車両償却費、その他運送費及び一般管理費）営業外費用及び適正利潤を総括した額とする。

2. 要素別原価の算定

一般バスについては、当該ブロックの標準原価、標準原単位を用いて、以下の基準により算定する。ただし、離島又は過疎地域等を運賃設定地域等とする場合であって、経営実態等から当該ブロックの標準原価、標準原単位を用いることが適当ではないと認められる場合は、実際原価を基礎に算定するものとする。また、限定バス（それぞれ「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の制度について」（平成13年12月5日国自旅第118号）に定めるところによる。以下同じ。）については、原則として実際原価を基礎に以下の基準を準用して算定するものとする。

(1) 人件費

人件費は、給与、退職金、厚生費の合計額とし、次式により算定する。

イ. 給与

標準平均給与月額 × 標準増加率 × 平年度支給延人員
〔算定基礎〕

① 標準平均給与月額

(実績平均給与月額 + 全産業平均給与月額) ÷ 2

・ 実績平均給与月額

次式により算出する。

実績給与支給総額 ÷ 総支給延人員

・ 全産業平均給与月額

「厚生労働省賃金構造基本統計調査」の産業計（都道府県別・企業規模別）における「きまって支給する現金給与額」と「年間賞与その他特別給与額」を用いて算定する。

② 標準増加率

翌年度・・・当該ブロックの平均増加率とする。

平年度・・・運賃原価算定デフレーターにより算定する。

③ 平年度支給延人員

(総支給延人員 + 算定支給延人員) ÷ 2

算定支給延人員は次式により算定する。

実年間総労働時間 ÷ 全産業における月間平均労働時間

・ 実年間総労働時間

人件費が発生する従業員の実年間総労働時間とし、休憩時間
その他人件費が発生しない労務に係る労働時間は除く。

・ 全産業における月間平均労働時間

「厚生労働省賃金構造基本統計調査」の産業計（都道府県別・企業規模別）における「所定内実労働時間」と「超過実労働時間数」を用いて算定する

ロ. 退職金

当該ブロックの実績の給与総額に対する退職金の割合を用いて算定する。ただし、退職金の割合が4%未満の場合は4%とする。

ハ. 厚生費

当該ブロックの実績の給与総額に対する厚生費の割合を用いて算定する。

(2) 燃料油脂費

次式により算定する。

査定単価 × 査定軽油使用量 × 査定油脂比率

(ブロック最近時軽油単価 + 実績最近時軽油単価) ÷ 2 で得た額と実績年度平均単価 × 変動率で得た額の低い額を査定単価とする。

(3) 車両修繕費

次式により算定する。

$(\text{車キロ当り標準原価} + \text{車キロ当り実績原価}) \div 2 \times \text{運賃原価算定デフレクター} \times \text{平年度実車走行キロ}$

(4) 車両償却費

次式により算定する。

$(\text{標準車両価格} + \text{実績車両価格}) \div 2 \times \text{運賃原価算定デフレクター} \times \text{平年度期中平均車両数} \times \text{償却率}$

[算定基礎]

標準車両価格・・・当該ブロックの定員別平均車両価格による。

償却率・・・定額法、5年償却による償却率とする。

(5) その他運送費

その他運送費は、自動車損害賠償保険料、自動車税、自動車重量税及びその他の費用（道路使用料を除く）を合計した額とし、次式により算定する。

イ. 自動車損害賠償保険料

$1 \text{ 両当り保険料} \times \text{平年度期中平均車両数}$

ロ. 自動車税及び自動車重量税

$1 \text{ 両当り税額} \times \text{平年度期中平均車両数}$

ハ. 運行委託料

過去3年間の実績の推移及び運行委託の計画を基礎に算定する。

ニ. その他

$(\text{車キロ当り標準原価} + \text{車キロ当り実績原価}) \div 2 \times \text{運賃原価算定デフレクター} \times \text{平年度実車走行キロ}$

(6) 一般管理費

一般管理費は人件費、経費の合計額とし、次式により算定する。

イ. 人件費

$\text{運送費人件費} \times \text{一般管理費標準構成比}$

ロ. 経費

a 事業税

$\text{適正利潤} \times \text{事業税々率}$

b その他

$\text{運送経費} \times \text{一般管理費標準構成比}$

[算定基礎]

標準構成比 … 標準原価計算対象事業者の実績年度の運送費、人件費、

経費に対する一般管理費、人件費、経費(事業税を除く)の占める割合を経営規模別に算定した構成比による。

(7) 営業外費用

営業外費用は、金融費用、その他の費用の合計額とし、次式により算定する。

イ. 金融費用

金融費用については、レートベース方式を採用し、次式により算定する。

ベースとなる資産の額×平年度他人資本構成比×平均支払金利

[算出基礎]

① ベースとなる資産の額

ベースとなる資産の範囲は、乗合事業用固定資産、運転資本の合計とする。

a 乗合事業用固定資産

車両分・・・車両購入価格×帳簿残存価格率(定額法)×
平年度期中平均車両数

その他・・・平年度の期中平均帳簿価格とする。

b 運転資本

営業費(減価償却費を除く)の4%とする。

② 平年度他人資本構成比

標準の他人資本構成比率と実績事業年度末の他人資本構成比率の合計を1/2した率とする。

ただし、公営企業にあつては他人資本構成比率を100%とする。

ロ. その他

実績額を基準に算定する。

(8) 適正利潤

適正利潤については、レートベース方式を採用し、次式により算定する。

ベースとなる資産の額×平年度自己資本構成比×自己資本報酬率

[算出基礎]

平年度自己資本構成比・・・標準の自己資本構成比率と実績事業年度末の自己資本構成比率合計を1/2した率とする。

第7. 収入の算定

(1) 運送収入

原価計算期間中の輸送人員を基礎に1人平均支払額、定期、定期外旅客の構成比率等を考慮し、運賃改定率に応じた標準逸走率を見込み適正

に算定した額とする。

(2) 運送雑収

過去3年間の実績の推移をみて算定する。

(3) 営業外収益

過去3年間の実績の推移をみて算定する。

(4) 補助金収入

平年度において確実に受け入れが見込まれる補助金額（車両購入費補助等を除く。）を収入額に計上する。

第8. 所要増収率及び改定運賃率の算定

(1) 所要増収率

次式により算定する。

運賃原価－（運送雑収＋営業外収益）

$$\frac{\text{運賃原価} - (\text{運送雑収} + \text{営業外収益})}{\text{運送収入}} \quad - 1$$

(2) 改定運賃率

次式により算定する。

現行運賃率 × (1 + 所要増収率)

第9. 料金の算定

設定又は変更に係る料金ごとに、対応するサービスの原価、利用者の負担力等を勘案のうえ公正妥当とされる方法により算定するものとする。

(別紙Ⅲ)

番 号
年 月 日

国土交通大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

○○県○○市○○町○○番地
○ ○ バス株式会社
取締役社長 ○○○○ 印

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃（料金）の上限設定（変更）
認可申請書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）の上限を設定（変更）
したいので、道路運送法第9条第1項及び同法施行規則第8条第1項の規定に基
づいて下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 設定又は変更しようとする運賃（料金）の上限を適用する路線
3. 設定又は変更しようとする運賃（料金）の種類、額及び適用方法
別紙のとおり
4. 変更の場合は変更しようとする理由

(別紙Ⅳ)

番 号
年 月 日

国土交通大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

○○県○○市○○町○○番地
○ ○ バス株式会社
取締役社長 ○○○○ 印

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃（料金）の上限設定（変更）認可申請書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）の上限を設定（変更）したので、道路運送法第9条第1項及び同法施行規則第8条第4項の規定に基づいて下記のとおり申請いたします。

記

- 1 氏名又は名称及び住所
- 2 設定又は変更しようとする運賃（料金）の上限を適用する路線
- 3 設定又は変更しようとする運賃（料金）の種類、額及び適用方法
別紙のとおり
- 4 変更の場合は変更しようとする理由
- 5 実施運賃の種類、額及び適用方法
別紙のとおり
- 6 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
- 7 実施予定日

(別紙V)

乗合バス事業の情報提供ガイドライン

1. 目的

乗合バス運賃に関する情報公開の促進については、これまでも運賃改定時におけるプレス発表等により推進してきたところであるが、公共料金のあり方に対する国民的関心の高まりに対応してより一層の情報公開を通じて運賃改定をはじめとする乗合バス運賃に関する手続き、内容についての透明性を確保し、利用者の十分な理解を得るとともに、事業運営の効率性向上に資することを目的として、運賃改定時のみならず定期又は随時に的確な情報提供を行うものとする。

2. 事業者において情報提供するもの

以下の機会区分ごとの各項目について情報公開を行うこととし、公開する資料の構成及び具体的内容は上記目的の趣旨に鑑み、各事業者ごとに創意工夫して行うものとする。

(1) 利用者に対する日常的、基礎的な情報提供

- ① 運賃、路線、ダイヤ等の案内
- ② 運賃、路線、ダイヤ等に関する問い合わせ先の明示
- ③ 利用者の苦情、要望に対する問い合わせ先の明示

(2) 上限運賃設定・改定申請時及び実施時の情報提供

(上限運賃設定・改定申請時)

- ① 申請の内容（申請理由、申請概要、上限運賃改定率、申請・現行上限運賃額比較表等）
- ② 乗合バス事業の収支状況及び見込み（実績年度及び平年度）
- ③ 輸送人員の実績及び見込み（実績年度及び平年度）
- ④ これまでの経営合理化状況及び今後の取り組み
- ⑤ 利用者サービス向上計画（バス停シェルターの増設、バス接近表示器の設置、ノンステップバス車両の導入、カードシステムの導入等）
- ⑥ 運賃・料金の多様化（割引運賃の新設・拡大、既存割引運賃の周知等）
- ⑦ 上限運賃設定・改定申請に関する問い合わせ先

(上限運賃設定・改定実施時)

上限運賃設定・改定申請時の情報提供を踏まえ、適宜に情報提供を行うものとする。

(3) 実施運賃届出時の情報提供（上限運賃認可時以外で実施運賃の設定又は変更を行う場合）

(2) に準じた所要の項目について情報提供を行うものとする。

(4) 定期的又は随時の情報提供

- ① 乗合バス事業の現況（新規路線の開設、事業計画並びに運行計画の変更、路線の廃止、休止等の状況）
- ② 決算の内容
- ③ 経営合理化の実施状況
- ④ 運賃・料金の多様化（割引運賃の新設・拡大、既存割引運賃の周知等）
- ⑤ 利用者サービスの向上実績・計画（前年度実績・当年度計画）
- ⑥ 利用者の声（利用者から寄せられた苦情、要望及びそれに対する回答、改善内容の紹介）

3. 国土交通省における情報提供

(1) 基礎的な情報提供

- ① 運賃設定・変更の審査基準、標準処理期間
- ② 行政の苦情に関する問い合わせ先の明示

(2) 上限運賃設定・改定申請時及び認可時の情報提供

(上限運賃設定・改定申請時)

- ① 申請の内容（申請日、申請者名、申請の概要）
- ② その他特に必要な事項

(上限運賃設定・改定認可時)

上限運賃認可の内容に沿って事業者の情報提供を補完する事項（認可の概要、平均値上率、現行・改定基準賃率比較表、経営合理化計画等）

(3) 実施運賃届出時の情報提供（上限運賃認可時以外で実施運賃の設定又は変更を行う場合）

事業者の情報提供を補完する事項について必要に応じて適宜に行う。

(4) 定期的又は随時に提供

乗合バス事業の収支状況等

4. 情報提供の方法

より多くの利用者等が情報を享受できるよう、様々な媒体を通じて積極的な情報提供を行う。

(1) 事業者

パンフレット、車内広告、広報誌による情報提供、テレビ・新聞等マスメディアへの発表、利用者窓口での案内、インターネットによる情報発信等を組み合わせて行うこととし、定期的に提供する情報はすくなくとも年1回は公表することとする。

(2) 国土交通省

テレビ・新聞等マスメディアへの発表、国土交通省及び地方運輸局等における閲覧・資料配付、インターネットによる情報発信等。

(別表) 運賃制定形態相互間の上限運賃換算方法

新規事業者 A 既存事業者 B	対キロ区間制	均一制	特殊区間制	地帯制	対キロ制
対キロ区間制		B 基準賃率 × A 参入エリアにおける 一人平均乗車キロ	B 基準賃率 × A 設定区間キロ	B 基準賃率 × A 設定区間キロ	B 基準賃率 × A 設定区間キロ
均一制	B 換算賃率 × A 設定区間キロ		B 換算賃率 × A 設定区間キロ	B 換算賃率 × A 設定区間キロ	B 換算賃率 × A 設定区間キロ
特殊区間制	B 換算賃率 × A 設定区間キロ	B 換算賃率 × A 参入エリアにおける 一人平均乗車キロ		B 換算賃率 × A 設定区間キロ	B 換算賃率 × A 設定区間キロ
地帯制	B 換算賃率 × A 設定区間キロ	B 換算賃率 × A 参入エリアにおける 一人平均乗車キロ	B 換算賃率 × A 設定区間キロ		B 換算賃率 × A 設定区間キロ
対キロ制	B 基準賃率 × A 設定区間キロ	B 基準賃率 × A 参入エリアにおける 一人平均乗車キロ	B 基準賃率 × A 設定区間キロ	B 基準賃率 × A 設定区間キロ	

注：1. 換算賃率の算定は以下による。(推計一人平均乗車キロによる場合は、合理的な説明が伴うものであること。)

- ① 既存事業者が均一制の場合 均一運賃額 ÷ 一人平均乗車キロ
- ② 既存事業者が特殊区間制の場合 一人平均乗車キロに対応する区間数の運賃額 ÷ 一人平均乗車キロ
- ③ 既存事業者が地帯制の場合 一人平均乗車キロに対応する地帯数の運賃額 ÷ 一人平均乗車キロ

2. 複数系統にわたる場合は、該当する系統の輸送人キロを加重平均した一人平均乗車キロによるものとする。

2. 一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領

第1 用語の定義

この処理要領中、次に掲げる以外の運賃及び料金関係の用語の定義については、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」（平成13年12月5日付け国自旅第116号）（以下「上限認可処理方針通達」という。）及び「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」（平成13年12月5日付け国自旅第118号）（以下「制度通達」という。）に定めるところによる。

- (1) 「基本運賃」：片道普通旅客運賃、通勤（通学）定期旅客運賃及び普通回数旅客運賃をいう。
- (2) 「一般割引運賃」：基本運賃を基礎として、適用する旅客の区分に応じて一定率又は一定額を減じて設定する運賃（適用する期間に限定のないものに限る。）をいう。
- (3) 「営業割引運賃」：需要喚起等を目的として、適用する期間又は区間その他の条件を付して設定する運賃であって一般割引運賃以外のものをいう。
- (4) 「協議運賃」：道路運送法施行規則（以下「規則」という。）第9条の2の規定による地域公共交通会議又は規則第9条第2項に規定する協議会における合意が調った運賃及び料金をいう。
- (5) 「軽微運賃」：規則第10条第1項及び第2項の規定による旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい運賃及び料金（「協議運賃」に該当するものを除く。）をいう。
- (6) 「認定軽微運賃」：軽微運賃のうち、規則第10条第1項第1号ハの規定により旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通大臣が認めた運賃をいう。

第2 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出に関する手続

1. 届出の対象

- (1) 届出の対象となる運賃は、実施運賃、協議運賃及び軽微運賃（認定軽微運賃を含む。以下同じ。）とする。
- (2) 届出の対象となる運賃及び料金の額は、合理的かつ明確な手法に基づき算定されたものであって、第3に定めるところによる。
- (3) 規則第9条第3項第1号及び第10条第4項第1号の規定における「現に適用している運賃等」とは、届出日時点で他の一般乗合旅客自動車運送事業者が

実施している運賃及び料金（乗車日より前に事前販売を開始している場合並びに第3に定める幅運賃及び当該幅運賃の上限額及び下限額の範囲内で実施可能な運賃を含む。）とする。

- (4) 運賃及び料金の設定地域、制定形態及び適用方法は、制度通達に定めるところによる。

2. 届出書の提出

(1) 新規許可との関係

実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出は新規許可申請と同時に提出するものとし、実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出の実施予定日は「許可に基づき事業計画を実施する日」と記載するものとする。

(2) 規則第3条の3第1号に定める路線定期運行に係る事業計画の変更認可及び運行計画の設定（変更）届出との関係

路線の延長、系統の新設等による事業計画の変更認可及び運行計画の設定（変更）届出に伴う実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出は、当該事業計画の変更認可申請又は当該運行計画の設定（変更）届出と同時に提出するものとし、実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出の実施予定日は、当該事業計画の変更認可申請にあつては「認可に基づき事業計画の変更認可を実施する日」、当該運行計画の設定（変更）届出にあつては「届出に基づき運行計画を実施する日」と記載するものとする。

(3) 規則第3条の3第2号に定める路線不定期運行に係る事業計画の変更認可及び事業計画の変更（運行系統）届出との関係

路線の延長、系統の新設等による事業計画の変更認可又は事業計画の変更（運行系統）届出に伴う実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出は、当該事業計画の変更認可申請又は当該事業計画の変更（運行系統）届出と同時に提出するものとし、実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出の実施予定日は、当該事業計画の変更認可申請にあつては「認可に基づき事業計画の変更認可を実施する日」、当該事業計画の変更（運行系統）届出にあつては「届出に基づき事業計画を実施する日」と記載するものとする。

(4) 規則第3条の3第3号に定める区域運行に係る事業計画の変更認可及び事業計画の変更（運送の区間）届出との関係

営業区域の拡大、運送の区間の新設等による事業計画の変更認可又は事業計画の変更（運送の区間）届出に伴う協議運賃又は軽微運賃の届出は、当該事業計画の変更認可申請又は当該事業計画の変更（運送の区間）届出と同時に提出するものとし、協議運賃又は軽微運賃の届出の実施予定日は、当該事業計画の変更認可申請にあつては「認可に基づき事業計画の変更認可を実施する日」、当該事業計画の変更（運行の区間）届出にあつては「届出に基づき事業計画を実施する日」と記載するものとする。

(5) 運賃及び料金の掲示

道路運送法（以下「法」という。）第12条第1項に基づき、確定額を届け

出た場合にはその確定額を、第3 4. における上限額及び下限額の幅（幅運賃）を届け出た場合にはその上限額及び下限額を、関係の営業所等に掲示するものとする。

また、事業計画の変更認可、事業計画の変更届出又は運行計画の設定（変更）届出に伴う実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出にあつては、それぞれその実施する日の少なくとも7日前（規則第9条第3項及び第10条第4項の規定が適用される場合にあつては、あらかじめ）には、旅客自動車運送事業運輸規則第6条の規定による所定の掲示をしなければならないものとする。

(6) 届出書様式

実施運賃又は協議運賃を届け出る場合は、別紙Ⅰの届出書によるものとする。

また、軽微運賃を届け出る場合は、別紙Ⅱの届出書によるものとする。

(7) 提出先

道路運送法施行令第1条第1項第3号に定めるとおりとする。

3. 届出の受理

規則第9条第1項又は第10条第3項に掲げる記載事項が正しく記載されているか確認の上、受理するものとする。

第3 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の内容

1. 実施運賃は、適用範囲、区間等に応じた確定額によるものとし、運賃表（いわゆる三角表等）の表記は、設定の届出にあつては上限運賃額及び実施運賃額、変更の届出にあつては上限運賃額、現行実施運賃額及び変更実施運賃額の別を明確にするものとする。

なお、道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第4条の規定により、認可を受けた若しくは届け出たとみなされる運賃等を引き続き適用しようとする場合は、現行運賃表の訂正等は求めないものとする。

2. 協議運賃は、1. の実施運賃に準じた内容とすることとする。この場合において、上限運賃額に係るものは除くものとする。
3. 軽微運賃は、適用範囲、区間等に応じた確定額によるものとし、運賃表（いわゆる三角表等）の表記は、設定の届出にあつては軽微運賃額、変更の届出にあつては現行軽微運賃額及び変更軽微運賃額の別を明確にするものとする。

なお、改正法附則第4条の規定により、届け出たとみなされる運賃等を引き続き適用しようとする場合は、現行運賃表の訂正等は求めないものとする。

4. 3. にかかわらず、高速バスの一般割引運賃及び営業割引運賃については、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年運輸省告示第49号）第20条の規定に基づき、確定額によらず、適用方法及び適用条件を同じくする乗車券類毎に、上限額（基本運賃額を上回らない額）及び下限額（当該乗車券類の運賃の上限額の80%以上の額）の幅（幅運賃）を届け出ることができるものとする。

る。

この場合においては、届出書に次のように適用方法及び適用条件を記載するとともに、「予約を受け付け又は運賃を収受した後、乗車前に運賃額が変更された場合、差額の追徴及び払い戻しは行わない」旨を関係の営業所等に掲示するとともに、乗車券に記載するなど、旅客に対し適切に周知を行うものとする。

(1) 適用方法

- 1) 予約により運送を引き受ける場合にあつては、予約を受ける時までに、あらかじめ、旅客に対し、上限額及び下限額の範囲内で確定額を示し、当該確定額をもって運賃を収受すること。
- 2) 予約によらず運送を引き受ける場合にあつては、乗車日の少なくとも7日前までに（規則第10条第4項第2号に規定する場合にあつては、あらかじめ）、上限額及び下限額の範囲内で定めた確定額を関係の営業所等に掲示すること。
- 3) 「予約を受け付け又は運賃を収受した後、乗車前に運賃額が変更された場合、差額の追徴及び払い戻しは行わない」旨を関係の営業所等に掲示するとともに、乗車券に記載すること。

(2) 適用条件

予約を受け付け又は運賃を収受した後、乗車前に運賃額が変更された場合、差額の追徴及び払い戻しは行わないこと。

第4 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の検討等に関する基準

1. 実施運賃等の変更命令の発動を検討する基準等

運賃等の種別に応じ、以下のとおりとする。なお、2列シート、3列シート等の上級座席用の運賃等が設定されている場合は、対応する座席の等級毎に比較するものとする。

(1) 実施運賃

競合区間等で各事業者の運賃制定形態が異なる場合にあつては、上限認可処理方針通達別表の換算方式により換算した額により判断するものとする。

1) 基本運賃

上限運賃（競合路線にあつては運賃額又は基準賃率の最も低いもの。既存事業者の初乗運賃適用区間への参入にあつては初乗運賃額又は初乗賃率の最も低いもの。）を20%を超えて下回るもの。

ただし、以下に該当する運賃については、変更命令の発動を検討するに際し、弾力的な取扱いをするものとする。

イ. 鉄道等他の交通機関と並行している区間の運賃（当該他の交通機関の運賃の額を下回らない場合に限る。）

ロ. 単独路線で運賃額の調整を必要とする区間において当該調整を行った運賃

ハ. 特別初乗運賃

- 2) 一般割引運賃
基本運賃（競合路線にあっては運賃額の最も低いもの。）を50%を超えて下回るもの。
 - 3) 営業割引運賃
原則として数値基準による検討は行わない。
 - 4) 運輸に関する料金
原則として数値基準による検討は行わない。
- (2) 協議運賃
原則として数値基準による検討は行わない。
- (3) 軽微運賃
運賃等の種別に応じて、下記のとおりとする。
- 1) 基本運賃
 - イ. 他の事業者及び鉄道等他の交通機関と並行している区間の運賃と比して著しく高額又は低額である場合
 - ロ. 単独路線又は単独区間であって、運賃の算出方法が不合理であることにより利用者を混乱させるおそれがある場合
 - 2) 一般割引運賃
原則として数値基準による検討は行わない。
 - 3) 営業割引運賃
原則として数値基準による検討は行わない。
 - 4) 運輸に関する料金
原則として数値基準による検討は行わない。

2. 変更命令発動の要否を判断する基準

- (1) 変更命令を発する具体的対象事例を列記すれば、次のとおりである。

①法第9条第6項第1号に該当する場合

- ・ 物価変動の状況、その他の社会経済的状況を勘案し、合理的かつ正当な理由なく、利用者に過度の負担を強いる運賃又は料金であると認められるとき等が該当する。

②法第9条第6項第2号に該当する場合

- ・ 法第9条第3項、第4項又は第5項により、一般乗合旅客自動車運送事業者が届け出た運賃又は料金（以下「届け出た運賃等」という。）が、合理的かつ正当な事由なく、特定の旅客を優遇又は冷遇するものであるとき等が該当する。

なお、合理的かつ正当な理由とは、個別具体的な事例ごとに判断されるものであるが、具体的には、運賃又は料金体系における整合性、社会政策上の観点、社会通念等を勘案し、総合的に判断するものとする。

③法第9条第6項第3号に該当する場合

- ・ 届け出た運賃等が、一般乗合旅客自動車運送事業者間の公正な競争を阻害するおそれのあるものであるとき等が該当する。

なお、公正な競争を阻害するか否かについては、個別具体的な事例ごとに判断されるものであるが、基本的には届け出た運賃等について、原価を償うことが可能かどうか、路線の特性、その設定又は変更の意図、継続性及び届け出た運賃等が他の一般乗合旅客自動車運送事業者に与える影響の度合等を勘案し、総合的に判断するものとする。

第5 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の発動に係る手続

1. 変更命令の発動に係る調査

(1) 調査の実施

届け出た運賃等について、第4 1. (1) 1)、2)の数值基準に該当する場合にあっては、法第9条第6項各号の規定(以下「変更命令の要件」という。)のいずれかに該当する否かについて、第4 2.の基準に沿って判断するために必要となる調査を実施するものとする。

なお、第4 1. (1) 3)、4)及び第4 1. (2) (3)の運賃等についても、変更命令の要件に該当するおそれが極めて高い場合にあっては、前記の調査を実施するものとする。

(2) 調査の内容

届け出た運賃等の調査にあたっては、原価計算書又は算出の基礎等の関係資料の提出を求め、関係者へのヒアリング、関係官署への照会等を行い、運賃算出方法の妥当性、あるいは安全運行の確保の観点から不当な労働条件等によるコスト削減を前提としたものでないか等を確認するものとする。

(3) 調査の結果、届け出た運賃等が変更命令の要件に該当すると認められる場合には、2.に従い変更命令の発動に係る具体的手続に入るものとする。

なお、調査の結果、変更命令の発動までには至らない事案であっても、必要と認められる場合においては、受理後、一定の期間経過後に、監査等を利用して再調査を行うものとする。

2. 変更命令の発動に係る留意事項及び具体的手続

(1) 変更命令を発動しようとする場合で、国土交通大臣の権限に係る事案については、あらかじめ、法第88条の2第3号の規定に基づき、運輸審議会へ諮ることとする。

(2) 変更命令の発動に当たっては、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項に規定する弁明の機会を付与(相当と認める場合は聴聞)の手続を経るものとする。

(3) その他具体的手続及び留意点

① 変更命令の内容は、届け出た運賃等の事案ごとに決定するものとする。

② 変更命令は原則として、実施予定日の7日前までに行うこととする。ただし、当該日までに行うことが困難な場合には、運賃等の実施後も含めて、可能な限り速やかに行うこととする。

- ③ 変更命令は、変更命令の要件に照らし、その理由を具体的に示して行うものとする。
- ④ 既の実施している運賃及び料金に対して変更命令を発動する場合においては、変更命令を発した日から原則として30日以内の日を指定して変更すべきことを命ずるものとする。

第6 その他

1. 当分の間、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が第5の変更命令を発動するに当たっては、本省と事前に連絡調整の上、これを行うものとする。

附 則（平成18年9月19日 公示第70の2号）

1. 本取扱要領は、平成18年10月1日以降に届け出るものから適用する。
2. 改正法の施行の際に現に適用している「定期観光バス」「高速バス」の実施運賃・料金については、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年国土交通省令第86号）附則第6条の規定により法第9条第5項の届出を受けた運賃及び料金とみなし、この処理要領を適用するものとする。

附 則（平成20年6月30日 公示第54号）

本取扱要領は、平成20年7月1日以降に届け出るものから適用する。

附 則（平成24年7月31日 公示第32号）

本取扱要領は、平成24年7月31日以降に届け出るものから適用する。

附 則（平成25年10月1日 公示第45号）

本取扱要領は、平成25年10月1日以降に届け出るものから適用する。

(別紙 I)

平成 年 月 日
番 号

〇〇地方運輸局長 〇〇〇〇 殿

住所
氏名
代表者

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）設定（変更）届出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）を設定（変更）したいので、道路運送法第9条及び同法施行規則第9条の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 設定又は変更しようとする運賃（料金）を適用する路線
地域公共交通会議で協議された路線については、
「地域公共交通会議で協議された路線」と、明記する。
3. 設定又は変更しようとする運賃（料金）の種類、額及び適用方法
別紙のとおり（略）
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
5. 実施予定日

(別紙Ⅱ)

平成 年 月 日
番 号

〇〇地方運輸局長 〇〇〇〇 殿

住所
氏名
代表者

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）設定（変更）届出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）を設定（変更）したいので、道路運送法第9条及び同法施行規則第10条の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 設定又は変更しようとする運賃（料金）を適用する路線
3. 設定又は変更しようとする運賃（料金）の種類、額及び適用方法別紙のとおり（略）
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
5. 実施予定日

3. 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度

I. 総 則

1. 適用範囲

一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃及び料金、実施運賃及び料金、軽微運賃及び料金並びに協議運賃及び料金の設定又は変更については、別に定める場合を除いて、この制度を適用する。

2. 用語の定義

- (1) 「一般バス」とは、道路運送法施行規則（以下「規則」という。）第3条の3第1項第1号に定める路線定期運行を行うバスのうち、「限定バス」、「定期観光バス」及び「高速バス」以外のものをいう。
- (2) 「限定バス」とは、道路運送法（以下「法」という。）第86条第1項に基づき、旅客の範囲を限定する条件を付された乗合バスをいう。
- (3) 「定期観光バス」とは、路線定期運行を行うバスのうち、規則第10条第1項第1号イの運賃を適用するものをいう。
- (4) 「高速バス」とは、路線定期運行を行うバスのうち、規則第10条第1項第1号ロの運賃を適用するものをいう。
- (5) 「協議運賃」とは、規則第9条の2の規定による地域公共交通会議又は規則第9条第2項に規定する協議会における合意が調った運賃及び料金をいう。
- (6) 「軽微運賃」とは、規則第10条第1項及び第2項の規定による旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい運賃及び料金（「協議運賃」に該当するものを除く。）をいう。
- (7) 「手回品」とは、旅客が携行する物品をいう。
- (8) 「特別初乗運賃」とは、利用者に対する適切なサービス提供の観点から適用区間距離を短縮する等した初乗運賃（いわゆる「100円バス」運賃等。）をいう。
- (9) 「特定路線運賃」とは、自社又は他社の路線と競合する場合に共通乗車等利用者の利便を図る観点から運賃調整が必要な場合、又は運賃設定上の不合理を調整する場合にあって、自社の基準賃率等により算出される上限運賃額を上回る上限運賃額の設定を行う運賃をいう。
- (10) 「大人運賃」とは、適用旅客の範囲を中学生以上とする運賃をいう。
- (11) 「小児運賃」とは、適用旅客の範囲を小学生以下とする運賃をいう。

3. 運賃及び料金の設定と変更

次に掲げる場合を運賃及び料金の設定とし、その他の場合は運賃及び料金の変更とする。

- (1) 事業の許可及び事業計画の変更認可に伴い当該許可及び認可にかかる路線及びこれと接続する路線の停留所等相互間の運賃及び料金を定める場合
- (2) 運行系統の変更（新設を含む。）に伴い、当該路線の停留所等相互間の運賃及び料金を定める場合
- (3) 事業計画の変更のうち停留所等の新設（位置の変更を除く。）に伴い新設停留所等と既設停留所等相互間の運賃及び料金を定める場合
- (4) 従来設定されていなかった種類の運賃及び料金を新たに定める場合

4. 運賃及び料金の種類

運賃及び料金の種類は次のとおりとする。

- (1) 普通旅客運賃
- (2) 定期旅客運賃
- (3) 回数旅客運賃
- (4) 運輸に関する料金

II. 上限運賃及び実施運賃

第1. 上限運賃、実施運賃及び料金の種類

1. 上限運賃（認可対象運賃）

法第9条第1項の規定による認可を受けた次の運賃をいう。

- イ. 片道普通旅客運賃
- ロ. 通勤定期旅客運賃
- ハ. 通学定期旅客運賃
- ニ. 普通回数旅客運賃

2. 実施運賃（届出対象運賃）

法第9条第3項の規定により、認可を受けた上限運賃の範囲内で届け出た次の運賃をいう。

- (1) 片道普通旅客運賃の実施運賃
 - イ. 片道普通旅客運賃
 - ロ. 特殊普通旅客運賃
- (2) 通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃の実施運賃
 - イ. 通勤定期旅客運賃
 - ロ. 通学定期旅客運賃
 - ハ. 特殊定期旅客運賃
- (3) 普通回数旅客運賃の実施運賃
 - イ. 普通回数旅客運賃
 - ロ. 特殊回数旅客運賃

3. 運輸に関する料金

(1) 上限料金（認可対象料金）

法第9条第1項による認可を受けた料金をいう。

(2) 実施料金（届出対象料金）

法第9条第3項により認可を受けた上限料金の範囲内で届け出た料金及び(4)の特別料金をいう。

(3) 一般料金

法第9条第1項の認可を受けた上限料金の範囲内で定める料金、すなわち(4)の特別料金以外の料金をいう。

適用方法等は第5. 5-4による。

(4) 特別料金

法第9条第1項の旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして、規則第10条第2項で定める特別座席料金、手回品料金等をいう。

適用方法等は第5. 5-4による。

第2. 運賃及び料金の制定形態

1. 運賃の制定形態

(1) 適用基準

イ. 一般バスの運賃の制定形態は、対キロ区間制、特殊区間制、均一制及び地帯制とし、地域別の適用基準は原則として次のとおりとし、路線の態様、旅客の流動状況等を勘案して選択するものとする。

① 都市内の路線—均一制、地帯制又は特殊区間制

② 都市近郊の路線—特殊区間制又は対キロ区間制

③ 地方の路線—対キロ区間制

ロ. 限定バスの運賃の制定形態は一般バスの制定形態を準用する。

(2) 運賃区界の定め方

制定形態に応じた運賃区界の標準的な定め方は第7. 2.による。

2. 運輸に関する料金の制定形態

運輸に関する料金の制定形態は、事業者の任意とする。

第3. 上限運賃の水準に関する特例

1. 特定路線運賃

次に該当する場合にあっては、自社の基準賃率等により算出される上限運賃額を上回る上限運賃額の設定を特定路線運賃として認めることができるものとする。ただし、当該上限運賃額実施運賃額を常にこれと同額とする確定上限運賃として取り扱うものとする。

(1) 他の事業者との競合路線における運賃調整

他の事業者との競合路線において共通乗車の実施等により利用者利便の向上を図ろうとする場合であって、運行回数等のウェイト面で主として経営する事業者の運賃額に調整上げする場合又は同程度の運行回数等であって両者の平均運賃額

に調整上げする場合。

(2) 自社の路線相互間の運賃調整

一部経過地が異なる自社路線の同一停留所間で運賃を同額に設定する必要がある場合であって、運行回数等のウェイト面で主たる路線の運賃額に調整上げする場合又は同程度の運行回数等であって両路線の平均距離による運賃額に調整上げする場合。

2. 面的競合の場合

運行回数等のウェイト面で主として経営する事業者が均一制、特殊区間制又は地帯制を採っている都市部において、いわゆる面的に競合する事業者については、次の何れにも該当する場合に限り、原価計算を行わず主として経営する事業者の運賃額と同額までの調整を認めるものとする。

- (1) 当該制度適用地域内における全事業者の当該地域運送収入に対して、主として経営する事業者の当該地域運送収入が70%を超える場合、又は、当該競合する事業者の当該地域運送収入が10%未満の場合。
- (2) 当該競合する事業者の全地域運送収入に対して、当該地域運送収入が30%未満の場合。

3. 初乗運賃

概ね2キロメートルまでの近距離区間に適用する運賃は、運送原価の適正な負担等の観点から、基準賃率により算定される運賃を超えた定額の初乗運賃とすることができる。

4. 割増運賃

(1) 有料道路割増

一般バス及び限定バスの路線で道路整備特別措置法に基づく有料道路、道路運送法に基づく一般自動車道及びその他の有料道路区間については、有料道路割増の適用を認めるものとする。

(2) 特殊割増

イ. 次に掲げる場合は事情に応じて、特殊割増を適用しても差し支えない。割増率は、それぞれ当該路線の運送原価、旅客の運賃負担力、他の交通機関との関連等を勘案のうえ、定めるものとする。

- ① 深夜早朝(原則23時以降5時まで)の間にバスを運行する場合
- ② 登山、スキー、スケート等の観光客を対象にバスを運行する場合
- ③ 劇場、野球場等の一時的な需要に応じてバスを運行する場合
- ④ その他特殊な路線であって当該路線の運送原価が他の路線に比較して著しく高い場合

なお、相当の地元利用者がある場合には、これらの者に対して定期旅客運賃及び回数旅客運賃について基準運賃額を適用するとともに、地元利用者であること等の確認についての地元自治体の協力を前提として普通旅客運賃に

についても同様の措置をとることができる。

この場合においては、特殊割増後の額及び基準運賃額のいずれもそれぞれの適用対象に係る上限運賃額とする。

- ロ. 割増率が上限運賃額の2倍程度までについては、他の交通機関との関連や旅客の運賃負担力等を勘案の上、割増率の算出基礎の添付を省略できるものとする。

ただし、適用路線、適用区間、区間キロ程、割増率、通常の運賃額及び割増運賃額については、運賃改定時に各事項を記載した資料を添付させるとともに、適用路線別の運行回数、実車走行キロ、輸送人員及び運送収入についても整理させておくものとする。

第4. 運賃及び料金の計算方法等

1. 運賃計算基準賃率

運賃計算基準賃率（以下「基準賃率」という。）により運賃額を算出することが適当な場合にあつては、地域等の単位ごとに定めた基準賃率を用いて運賃を計算するものとする。

1-1 運賃の設定地域等の単位

事業者ごとに、一般バスについては「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」（平成13年12月5日付け国自旅第116号）別紙1の標準運賃ブロック単位、限定バスについては系統単位に設定することを基本とするが、事業者の判断により、原価の差異が明確な場合等における営業所単位、運行地域単位等の細分地域単位若しくは系統単位の設定又は全地域を一括した設定を認めるものとする。

1-2 バスの業種区分ごとの運賃計算方法

- (1) 一般バス： 対キロ区間制基準賃率×適用区間キロ×遠距離通減率
- (2) 限定バス： 一般バスを準用する。

1-3 運賃計算キロ程・時間及び基準賃率の計算単位

(1) 距離制運賃

運賃計算キロ程は、別に定める場合を除いて、各停留所間の実キロ程とする。運賃計算キロ程は、キロ未満1位までとし、2位以下は1位に4捨5入する。なお、各停留所間の実キロ程は、運賃等の上限設定（変更）認可申請時に実測のうえ確認するものとし、距離制基準賃率は10銭単位とする。

(2) 基準賃率計算上の10銭未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) その他基準賃率を用いた標準的な運賃の計算方法については、第7.3.による。

2. 上限運賃の水準に関する特例による割増適用の場合

(1) 対キロ区間制の場合

割増適用区間の運賃計算キロ程を次式により計算したキロ程とする。

当該停留所間の実キロ程 × (1 + 割増率)

(2) その他の場合

次式により計算する。

当該停留所間の上限運賃額 × (1 + 割増率)

(3) 有料道路

イ. 対キロ区間制の場合

割増率の算出方法は、次のとおりとする。

使用料金 ÷ 有料道路区間キロ程 ÷ 乗車密度 ÷ (1 - 割引減収率) ÷ 基準
賃率 = 割増率

(注) 有料道路区間キロ程とは、有料道路を含む運賃区界停留所間のキ
ロ程をいう。

ロ. その他の場合

次の算式により算定した額(10円単位に4捨5入)を上限運賃に加算する。

使用料金 ÷ 乗車密度 ÷ (1 - 割引減収率)

3. 料金の計算方法

料金の標準的な計算方法については第5. 5-4による。

第5. 運賃及び料金の適用方法

5-1 普通旅客運賃

1. 運賃の適用方法

(1) 小児片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃の半額とする。

(2) その他標準的な適用方法については第7. 4. による。

2. 運賃の設定

(1) 片道普通旅客運賃は、運行系統が設定されている路線の各停留所間にはク
ロースドアの場合や定期観光バスの場合を除き必ず設定するものとする。

なお、2以上の運行系統に跨る停留所間についても必要に応じ設定して差し
支えない。

(2) 小児片道普通旅客運賃は、特別初乗運賃の適用区間についての設定は任意と
する。

(3) 特別初乗運賃として、利用者に対して適切なサービス提供の観点から、適用
区間距離を短縮した初乗運賃又は適用路線を循環系統等に限定した均一運賃等
を設定する場合は、均一制運賃、特殊区間制1区運賃、地帯制1地帯運賃、対
キロ区間制初乗運賃より低い運賃額を設定できるものとする。

なお、この場合における標準的な算出方法は第7. 1. による。

この運賃は適用路線の範囲を限定することができる。

3. 運賃の計算方

(1) 大人片道普通旅客運賃は、それぞれ運賃の制定形態に応じて計算する。

運賃計算上の端数は、原則として10円単位に4捨5入するものとする。ただ

し、運賃額が1,000円以上になるものについては、50円単位とすることができるものとする。なお、この場合の端数処理については、25円以上は切り上げ、25円未満は切り捨てとする。

- (2) 小児片道普通旅客運賃の運賃計算上の10円未満の端数は、原則として10円単位に切り上げる。

5-2 定期旅客運賃

1. 定期旅客運賃の種類

定期旅客運賃の種類は、次のとおりとし、原則として毎日発売するものとする。

日極め定期乗車券類（暦日定期乗車券類）

端数月極め定期乗車券類

特殊定期乗車券類

2. 運賃の適用方法

- (1) 通学定期旅客運賃を適用する旅客の範囲は、学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び児童福祉法第39条に規定する保育所に通学する者並びに事業者の指定する学校に通学する者とする。
- (2) 小児定期旅客運賃は、大人定期旅客運賃の半額とする。
- (3) その他標準的な適用方法については第7. 5. による。

3. 運賃の設定

- (1) 通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃は、旅客が通勤又は通学のためバスを利用すると推定される距離内（概ね30キロメートル程度）の各停留所間（2以上の系統に跨る区間を含む。）には普通回数旅客運賃を設定する場合及び特別初乗運賃に係るものを除き、必ず設定するものとする。ただし、過疎地、離島及び交通空白地等地域の実情に応じて設定する場合においてはこの限りでない。
- (2) 通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃を設定する場合には、1か月定期旅客運賃は必ず設定するものとする。

4. 運賃の計算方

通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

(1) 計算基礎

イ. 基準運賃額

普通旅客運賃が設定されている区間は、乗降区間の大人片道普通旅客運賃額とし、普通旅客運賃が設定されていない区間（乗換えの場合）は、次のとおりとする。

① 地帯制及び均一制

地帯制又は均一制運賃額とするが、これにより難しい場合は、地帯制又は

均一制運賃額にその1/2を加算した額とすることができる。

なお、通学証明書により事実上利用区間が限定される通学定期旅客運賃に限り1/2加算方式は適用せず、均一制又は地帯制運賃額を基準運賃額とするものとする。

② 特殊区間制

乗降停留所間の運賃区界数に対応する運賃額とする。

③ 対キロ区間制

乗降停留所間（乗降停留所が運賃区界停留所でない場合は、運賃区界停留所相互間）の運賃計算キロ程に対応する大人片道普通旅客運賃額とする。

ただし、それぞれの乗降区間の大人片道普通旅客運賃の併算額が前記の運賃額より低額となる場合は、併算額を基準運賃額とする。

ロ. 推定乗車回数及び割引率については、事業者の任意とするが、実態に合わせて合理的な回数及び割引率とする。

(2) 計算方法

日極め定期乗車券類（暦日定期乗車券類）

① 大人の通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃の計算方は次のとおりとし、運賃計算上の端数は10円単位に4捨5入する。

1か月定期旅客運賃

基準運賃額×推定乗車回数×（1－割引率）

② 小児定期旅客運賃の運賃計算上の10円未満の端数は、10円単位に切り上げる。

5-3 回数旅客運賃

1. 回数旅客運賃の種類

回数旅客運賃の種類は、次のとおりとし、プリペイドカード等これに相当するものを含む。

乗車回数式回数券類（使用回数減算方式）

金券式回数券類（使用金額減算方式）

その他これに類するもの

2. 運賃の適用方法

標準的な適用方法については第7.6.による。

3. 運賃の設定

一般バスについては、普通回数旅客運賃は通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃を設定する場合及び特別初乗運賃に係るものを除き、必ず設定するものとする。ただし、過疎地、離島及び交通空白地等地域の実情に応じて設定する場合においてはこの限りでない。

4. 運賃の計算方

(1) 計算基礎

基準運賃額

① 乗車回数式回数券類の場合は、乗降停留所間の片道普通旅客運賃とする。

ただし、乗降停留所を指定しない場合は、券片等表示の金額とする。

② 金券式回数券類の場合は、券面等表示額（券片等表示額の合計）とする。

(2) 計算方法

運賃の計算方法は、次のとおりとし、運賃計算上の端数は10円単位に4捨5入するのを原則とするが、乗車回数式回数券類の場合は、運賃計算上の端数がでないように券片等数で調整しても差し支えない。

- | | |
|----------------|--------------------|
| イ. 乗車回数式回数券類 | 基準運賃額×券片等数×（1－割引率） |
| ロ. 金券式回数券類 | 基準運賃額×（1－割引率） |
| ハ. その他これに類するもの | 合理的な計算に基づくものであること。 |

5－4 運輸に関する料金

1. 料金の種類

料金の種類は、次のとおりとする。ただし、これは料金の代表的なものの例示であり、その他の料金の設定を妨げるものではない。

座席指定制料金及び座席定員制料金

デラックスバス利用料金

特別座席料金

手回品料金

2. 料金の設定

一般料金、特別料金とも、設定は任意とする。

3. 料金の適用方法

料金は、座席指定制、座席定員制等を採用することにより多数の利用者の利便を図る運行やいわゆるスーパーシート（特別座席）のように特別な設備を備えた車両を使用する等により、料金を支払う利用者に一般利用者と異なる特別な便益を提供する場合、利用者が無料の手回品以外の物品をバス車内に持ち込む場合等に適用する。

4. 料金の額

料金の額は、一般料金については認可を受けた上限料金の範囲内で、また、特別料金は特に範囲を定めず事業者が任意に定めるものとするが、利用者の受益の程度、他の交通機関の運賃・料金、利用者の負担力等を勘案し、公正妥当なものとする。

5－5 その他

法第82条第1項により運送することができる小荷物に関する運賃及び料金は、バス輸送の性格上、鉄道等と異なり荷物そのものの輸送力は極めて軽微であることを踏まえ、無規制となっている。

第6. 割引運賃の種類

1. 一般割引運賃

実施運賃のうち、基本運賃（片道普通旅客運賃、通勤定期旅客運賃、通学定期

旅客運賃、普通回数旅客運賃)を基礎として、適用する旅客の区分に応じて一定率又は一定額を減じて設定する運賃(適用する期間に限定のないものに限る。)であり、主な種類は次のとおりとする。

なお、障がい者等割引運賃については、原則として一定率を減じて運賃設定するものとし、1.(2)～(4)及び2.に掲げる運賃は当該一定率に応じてさらに割引することができるものとする。

(1)障がい者等割引運賃(身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者、児童福祉法の適用を受ける者等を対象とする。)

(2)特殊普通旅客運賃

イ.乗継割引乗車券類

例:バス・バス乗継割引乗車券類、バス・鉄道乗継割引乗車券類等

ロ.往復割引乗車券類

ハ.その他特殊割引乗車券類

(3)特殊定期旅客運賃

イ.乗継割引定期券類

例:バス・バス乗継割引定期券類、バス・鉄道乗継割引定期券類等

ロ.通勤通学定期券類

ハ.通勤(通学)共通定期券類

ニ.その他特殊割引定期券類

例:企業定期券類等

(4)特殊回数旅客運賃

イ.通勤回数券類

ロ.通学回数券類

ハ.定期回数券類

例:通勤定期回数券類、通学定期回数券類等

ニ.乗継割引回数券類

例:バス・バス乗継割引回数券類、バス・鉄道乗継割引回数券類等

ホ.乗降区間指定回数券類

例:乗降停留所指定高速バス回数券類、区間指定割引回数券類等

ヘ.その他特殊割引回数券類

例:バス共通回数券類、バス・鉄道共通回数券類等

2. 営業割引運賃

需要喚起等を目的として、適用する期間又は区間その他の条件を付して設定する運賃であって一般割引運賃以外のものであり、主な種類は次のとおりとする。

(1)特殊普通旅客運賃

イ.団体割引乗車券類、学生団体割引乗車券類等

ロ.利用日限定乗降フリー乗車券類

例:1日乗降フリー乗車券類、特定地域内乗降フリー1日乗車券類等

ハ.記念乗車券類(適用期間を限定したもの)

二. その他特殊割引乗車券類

例：バス・鉄道共通 1 日乗車券類、季節割引乗車券類、周遊割引乗車券類等

(2) 特殊定期旅客運賃

イ. 利用時間限定割引定期券類

例：昼間定期券類、買物定期券類等

ロ. 利用期間限定割引定期券類

例：夏休み専用定期券類、学期定期券類等

ハ. 利用日限定割引定期券類

例：平日定期券類等

ニ. 特定地域フリー定期券類

ホ. 複数路線共通定期券類

ヘ. その他特殊割引定期券類

例：高齢者割引定期券類、環境定期券類、継続購入割引定期券類等

(3) 特殊回数旅客運賃

イ. 利用時間限定割引回数券類

例：昼間回数券類、買物回数券類等

ロ. 利用日限定割引回数券類

例：ノーマイカーデー専用回数券類、土日祝日割引回数券類等

ハ. 高頻度利用者割引（乗車回数に応じて乗車券類を提供することにより、需要喚起を図る割引制度）

ニ. その他特殊割引回数券類

例：高齢者割引回数券類、特殊割増区間における地域住民の負担軽減用割引回数券類等

第 7. 標準的な適用方法等

以下に上限運賃を設定するに際しての標準的な適用方法等及び実施運賃に係る主な一般割引運賃の標準的な適用方法等を補足的に例示する。なお、適用例に準じた申請又は届出については、内容の審査を一部省略するものとする。

1. 一般バスの運賃計算賃率等の標準的な算出方法

運賃計算キロ程が 2 キロメートルを超え 10 キロメートル（又は 2 キロメートルを超え 5 キロメートル）までの部分にかかる賃率を基準賃率とし、2 キロメートルまでの部分にかかる賃率は基準賃率の 2 倍とし、10 キロメートルを超え 20 キロメートル（又は 5 キロメートルを超え 10 キロメートル）までの部分にかかる賃率は基準賃率を 1 割以上減じた賃率とし、20 キロメートルを超え 30 キロメートル（又は 10 キロメートルを超え 15 キロメートル）までの部分にかかる賃率は基準賃率を 2 割以上減じた賃率とし、30 キロメートル（又は 15 キロメートル）を超える部分にかかる賃率は基準賃率を 3 割以上減じた賃率とし、累加法による。

ただし、地域の実情に応じて設定することを妨げるものではない。

また、特別初乗運賃については、原則として、対キロ区間制の場合は初乗運賃

での設定キロ程に、概ね1/2を乗じたキロ程を基準とし、他の運賃制定形態の場合もこれと同様の考え方を基準とするものとする。

2. 運賃区界の定め方

イ. 対キロ区間制

- ① 運賃区界停留所間のキロ程は、地域の実情、営業政策等を考慮のうえ、事業者の任意により原則として概ね1キロメートル以上のキロ程で定めるものとする。

(注) 運賃区界停留所とは、運賃計算の起点となる停留所をいう。

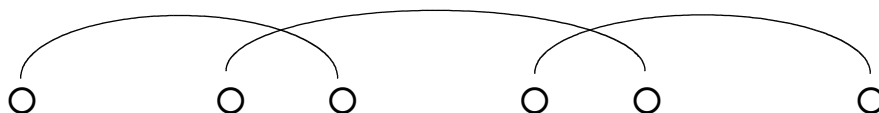
- ② 主要停留所及び他の路線との分岐点に所在する停留所（分岐点に停留所が所在しない場合は、その至近距離にある停留所）については、原則として運賃区界停留所とするものとする。
- ③ 運賃区界停留所以外の停留所は外方の運賃区界停留所からの運賃を適用する。

ただし、運賃区界停留所から概ね300メートル以内の停留所は、原則として指定停留所とし、当該運賃区界停留所からの運賃を適用する。

ロ. 特殊区間制

- ① 運賃区界停留所は、原則として等間隔に定めることとし、1区の距離は地域の実情、営業政策等を考慮のうえ、概ね2キロメートル以上とする。
- ② 運賃区界停留所はそれぞれ重複させる。

例1. 全線3区



例2. 全線3区



ハ. 均一制及び地帯制

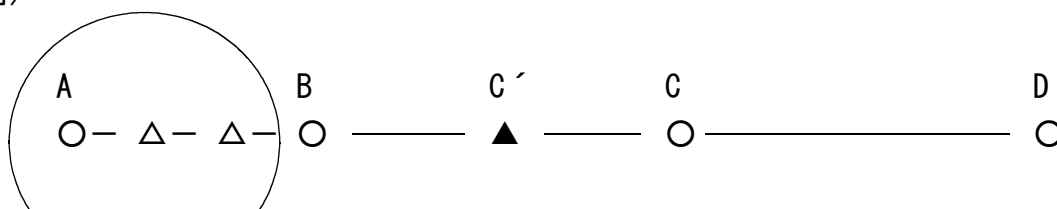
行政区画、経済圏、旅客の流動状況等を勘案して定める。

3. 運賃の計算方法

- (1) 同一路線で運賃の制定形態が異なる区間がある場合

イ. 対キロ区間制区間と均一制又は地帯制区間

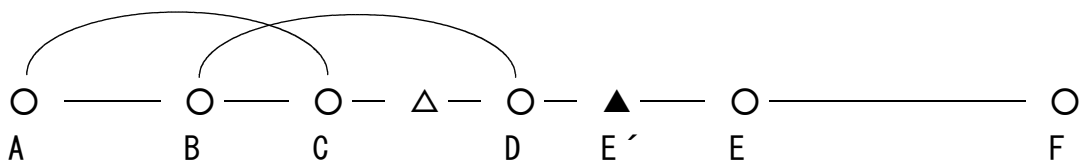
(例)



AB間からB以遠に跨る区間の運賃は、対キロ区間制運賃として計算するがAB間とB以遠の運賃を併算した額が前記運賃額より低額となる場合は併算額とする。ただし、この場合において、BC（Cは最初の運賃区界停留所）間にC'（▲印）の如く停留所がある場合、AC'間の運賃はAC間の運賃を適用せずAB間の運賃にBC間の運賃の半額程度を加算した額とする（C'にかかる運賃は、均一制又は地帯制区間内からの跨り運賃のみを設定するものとする。）。なお、△印は対キロ区間制区間と均一制又は地帯制区間に跨る区間の運賃を調整するための運賃区界停留所で、運賃区界停留所の定め方は対キロ区間制の場合に準ずるものとする。

ロ. 対キロ区間制区間と特殊区間制区間

（例）AD間特殊区間制



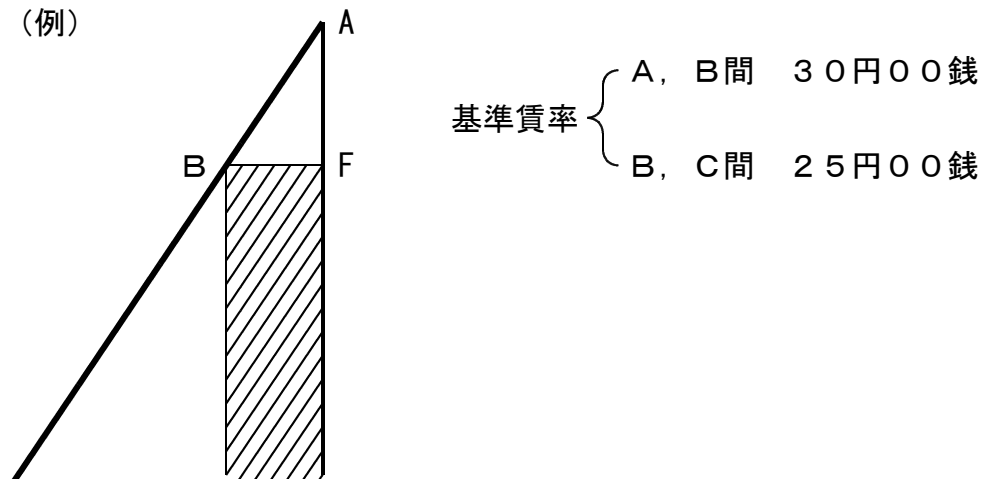
AD間からD以遠に跨る区間の運賃は、対キロ区間制運賃として計算するがAD間とD以遠の運賃を併算した額が前記運賃額より低額となる場合は併算額とする。ただし、この場合においてDE（Eは最初の運賃区界停留所）間にE'（▲印）の如く停留所がある場合、AE'間の運賃はAE間の運賃を適用せず、AD間の運賃にDE間の運賃の半額程度を加算した額とする（E'にかかる運賃は特殊区間制区間内からの跨り運賃のみを設定するものとする。）。なお、△印は対キロ区間制区間と特殊区間制区間に跨る区間の運賃を調整するための運賃区界停留所で、運賃区界停留所の定め方は対キロ区間制の場合に準ずるものとする。

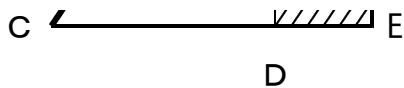
ハ. 均一制区間と地帯制区間又は特殊区間制区間

均一制区間内を原則として地帯制の1地帯又は特殊区間制の1区とみなしてそれぞれ地帯数又は区数に対応する運賃とする。

(2) 同一路線で基準賃率の異なる区間がある場合

（例）





A、B及びB、Cの区間を比較して、距離の長い区間、すなわち、B、C間25円00銭の基準賃率を用いて斜線の部分（B、D、E、F）の運賃を計算するが、この場合斜線の部分の各停留所間の運賃計算キロ程は次の方法によって算出したキロ程とする。

イ. A、B間（B、Fの部分）

A、B間の各停留所間の実キロ程 × (A、B間基準賃率 ÷ B、C間基準賃率)

ロ. B、C間（B、Dの部分）

実キロ程とする。

ハ. 斜線の部分

イとロのそれぞれのキロ程を合計する。

4. 普通旅客運賃の適用方法

(1) 普通旅客運賃の適用方法は、第5. 5-1に定めるほか、次のとおりとする。

イ. 片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

ロ. 特殊普通旅客運賃は、往復割引乗車券類、団体割引乗車券類、利用日限定乗降フリー乗車券類、特定地域内乗降フリー乗車券類、乗継割引乗車券類等の特殊な普通旅客運賃を設定する場合に適用する。

ハ. 片道普通乗車券類を使用する旅客が途中下車したときは、原則として前途の区間の乗車を認めない。

(2) 団体割引乗車券類等の適用方法

イ. 団体割引乗車券類等は、旅行目的、行程を同じくする者で構成された旅客が一般客と混乗して乗車する場合に適用するものとし、同運賃を適用する団体の構成人員数は地域の実情に応じて定めることができる。

ロ. 学生割引乗車券類を適用する旅客の範囲は、第5. 5-2. 2(1)の通学定期旅客運賃等の適用範囲の旅客及びその付添人（教職員及び旅行あつせん人を含む。）とする。

ハ. 団体割引乗車券類等は、原則として座席定員制及び座席指定制の自動車には適用しない。

5. 定期旅客運賃の適用方法

(1) 定期旅客運賃の適用方法は、第5. 5-2に定めるほか、次のとおりとする。

イ. 通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃は、旅客が同一停留所の区間を不定回数乗車する場合に適用する。

ロ. 通勤定期旅客運賃は、乗車目的及び適用旅客の範囲を限定しない。

ハ. 特殊定期旅客運賃は、通勤通学定期券類、利用時間限定定期券類、特定地域内乗降フリー定期券類及び乗継割引定期券類等の特殊な定期旅客運賃を設

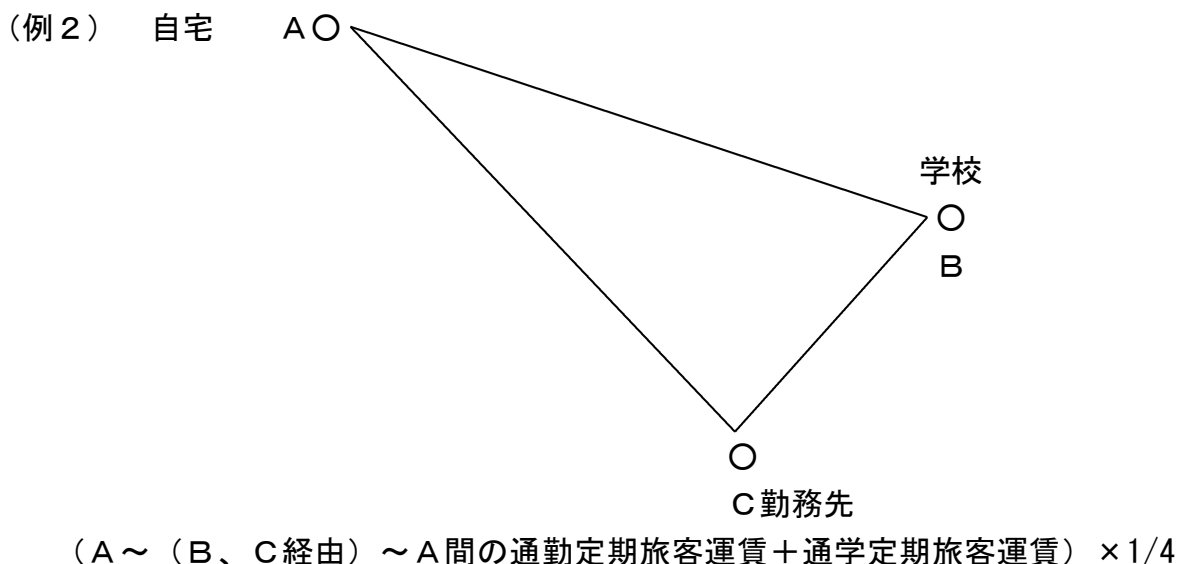
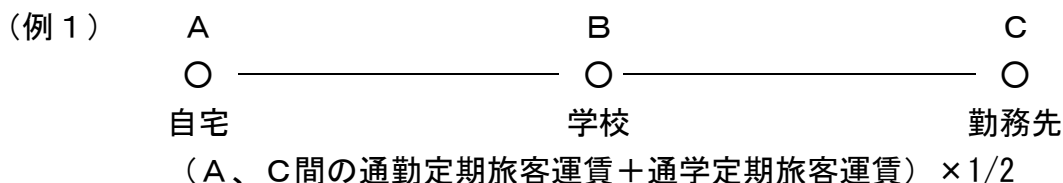
定する場合に適用する。

ニ. 定期乗車券類を使用する旅客については、途中下車及び乗車回数を制限しない。

ホ. 定期旅客運賃は、原則として座席定員制及び座席指定制の自動車には適用しない。

(2) 通勤通学定期券類の計算方法は、第5. 5-2 4. を適用するほか、次のとおりとする。

乗降停留所間の通勤定期旅客運賃と通学定期旅客運賃の合算額を全区間往復乗車となる場合は1/2した額、その他の場合は1/4した額とする。



(3) 端数月極め定期乗車券類の計算方法

① 不正乗車防止等の理由により、月極め定期乗車券類とする場合は、通用期間の終期を月末とし、通用期間の始期は、端数の日数(1日以上1か月未満)のある月極め定期乗車券類とする。

② 前記の端数の日数のある月極め乗車券類を発売する場合は、それぞれ端数の日数のある定期旅客運賃を設定する。

なお、端数の日数のある定期旅客運賃は、次の算式により算定した額(10円未満の端数は10円単位に4捨5入する。)とし、推定乗車回数及び割引率は、実態に合わせて合理的な回数及び割引率とする。

1か月と端数の日数のある定期旅客運賃

基準運賃額 × (推定乗車回数+端数の日数の2倍) × (1-割引率)

6. 回数旅客運賃の適用方法

(1) 普通回数旅客運賃の適用方法は、第5. 5-3に定めるほか、次のとおりとする。

イ. 回数旅客運賃は、旅客が同一停留所間を多回数乗車する場合、または旅客が片道普通旅客運賃設定区間内の不特定停留所間を多回数乗車する場合に適用する。

ロ. 特殊回数旅客運賃は、通学回数券類、定期回数券類、乗降停留所区間を指定する回数券類、利用時間限定割引回数券類、乗継割引回数券類、観光割増等設定区間における地域住民の負担軽減用割引回数券類等の特殊な回数旅客運賃を設定する場合に適用する。

ハ. 通学回数券類を適用する旅客の範囲は、第5. 5-2. 2(1)の通学定期旅客運賃等を適用する旅客の範囲と同一とする。

ニ. 回数乗車券類を使用する旅客が途中下車したときは、原則として前途の区間の乗車を認めない。

(2) 定期回数旅客運賃の適用方法

イ. 運賃の適用方法

① 定期回数旅客運賃は、旅客が同一停留所間を毎日1往復する場合に適用する。

② 通勤定期回数旅客運賃は、原則として適用旅客の範囲を限定しない。

③ 通学定期回数旅客運賃を適用する旅客の範囲は、第5. 5-2. 2(1)の通学定期旅客運賃等を適用する旅客の範囲と同一とする。

④ 定期回数乗車券類を所持する旅客が途中下車したときは、前途の区間の乗車を認めない。

⑤ 定期回数旅客運賃は、原則として座席定員制及び座席指定制の自動車には適用しない。

⑥ 小児定期回数旅客運賃は、大人定期回数旅客運賃の半額とする。

ロ. 運賃の計算方

(イ) 計算基礎

① 基準運賃額

乗降区間の大人片道普通旅客運賃額とする。

② 割引率

割引率は、定期旅客運賃の割引率とする。

(ロ) 計算方法

① 大人定期回数旅客運賃の計算方法は次のとおりとし、運賃計算上の端数は10円単位に4捨5入する。

基準運賃額×推定乗車回数×(1-割引率)

② 小児定期回数旅客運賃の運賃計算上の10円未満の端数は、10円単位に切り上げる。

7. 障がい者等割引運賃の適用方法

(1) 運賃の適用方法

「第5. 運賃及び料金の適用方法」及び「第7. 4. 普通旅客運賃の適用方法」から「6. 回数旅客運賃の適用方法」までと同一とする。

(2) 運賃の計算方法

イ. 片道普通旅客運賃

片道普通旅客運賃 × (1 - 割引率)

ロ. 通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃

通勤定期旅客運賃又は通学定期旅客運賃 × (1 - 割引率)

ハ. 普通回数旅客運賃

イ. の計算式により算出される額 × 券片等数 × (1 - 割引率)

Ⅲ. 協議運賃

協議運賃の取扱いは、Ⅱ. 上限運賃及び実施運賃に準じて設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。

Ⅳ. 軽微運賃

第1. 軽微運賃の種類

軽微運賃の種類は次のとおりとする。

1. 軽微運賃の種類

Ⅱ. 第1. 2. 実施運賃に準ずるものとする。

2. 運輸に関する料金

特別料金の種類、設定、適用方法等はⅡ. 第5. 5-4による。

第2. 運賃及び料金の制定形態

1. 運賃の制定形態

軽微運賃を適用するバスの運賃の制定形態は以下を参考として設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。

(1) 適用基準

イ. 定期観光バスの運賃の制定形態は、時間距離併用制を原則とする。ただし、定期観光バスの系統が1系統しかない場合、あるいは、2以上の系統がある場合でも運行距離と所要時間が概ね比例している場合は距離制によることができる。

ロ. 高速バスの運賃制定形態は、原則として対キロ制とする。

(2) 運賃区界の定め方

イ. 対キロ制は、全停留所を運賃区界停留所とする。

ロ. その他、制定形態に応じた運賃区界の標準的な定め方はⅡ. 第7. 2. によ

る。

2. 運輸に関する料金の制定形態

運輸に関する料金の制定形態は、事業者の任意とする。

3. 割増運賃

軽微運賃を適用するバスの割増運賃はⅡ. 第3. 4. 割増運賃を参考として設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。

第3. 運賃及び料金の計算方法等

軽微運賃を適用するバスの運賃及び料金の計算方法等は以下を参考として計算する等、合理的かつ利用者に明確な手法により計算することが望ましい。

1. 運賃計算基準賃率

運賃計算基準賃率（以下「基準賃率」という。）により運賃額を算出することが適当な場合にあつては、地域等の単位ごとに定めた基準賃率を用いて運賃を計算するものとする。

1-1 運賃の設定地域等の単位

事業者ごとに、高速バスについては系統単位、定期観光バスについては地域単位に設定することを基本とするが、事業者の判断により、原価の差異が明確な場合等における営業所単位等の細分地域単位若しくは系統単位の設定又は全地域を一括した設定を認めるものとする。

1-2 バスの業種区分ごとの運賃計算方法

(1) 高速バス : 対キロ制基準賃率×適用区間キロ×遠距離逓減率

(2) 定期観光バス : 対キロ制・時間制基準賃率×適用区間キロ・時間

1-3 運賃計算キロ程・時間及び基準賃率の計算単位

(1) 距離制運賃

運賃計算キロ程は、別に定める場合を除いて、各停留所間の実キロ程とする。運賃計算キロ程は、キロ未満1位までとし、2位以下は1位に4捨5入する。なお、各停留所間の実キロ程は、運賃等の設定（変更）届出時に実測のうえ確認するものとし、距離制基準賃率は10銭単位とする。

(2) 時間制運賃

運賃計算時間は、当該運行系統の運行計画で定める所定の所要時間（30分単位とし、15分以上は30分に切り上げ、15分未満は切り捨てる。）とし、時間制基準賃率は1円単位とする。

(3) 基準賃率計算上の10銭未満の端数は切り捨てるものとする。

(4) その他基準賃率を用いた標準的な運賃の計算方法については、Ⅱ. 第7. 3. による。

2. 料金の計算方法

料金の標準的な計算方法についてはⅡ. 第5. 5-4による。

第4. 運賃及び料金の適用方法

軽微運賃を適用するバスの運賃及び料金の適用方法等は、Ⅱ. 第5を参考として設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。

第5. 割引運賃の種類

軽微運賃を適用するバスの割引運賃の設定は、Ⅱ. 第6を参考として設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。

第6. 標準的な適用方法等

軽微運賃を適用するバスの標準的な適用方法等は、Ⅱ. 第7を参考として設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。

附 則（平成18年9月19日 公示第70の2号）

本制度は、平成18年10月1日以降に申請又は届け出るものから適用するものとする。

附 則（平成20年6月30日 公示第54号）

本制度は、平成20年7月1日以降に申請又は届け出るものから適用するものとする。

附 則（平成24年7月31日 公示第32号）

本制度は、平成24年7月31日以降に申請又は届け出るものから適用するものとする。